議案第１１号

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

２０１１年（平成２３年）６月７日提出

藤沢市長

海　老　根　　靖　典

１　損害賠償額

４,２５０,０００円

２　相手方

[redacted]

[redacted]

３　事故の概要

２００９年（平成２１年）９月３０日藤沢市民病院において化膿性脊椎炎と診断し，治療していたところ，炎症の拡大状況の把握が遅れ，両下肢しびれ，胸腰椎部運動障害等の損害を与えたもの

提案理由

藤沢市民病院における医療事故に係る損害賠償額の決定をしたいので，地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により提出する。

参　考

地方自治法　抜粋

第９６条　普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。

⑬　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。